

熊谷市ゆうゆうバス運行事業者選定（ひまわり号） 公募型プロポーザル競争実施要領

1 目的 熊谷市ゆうゆうバス運行事業者の選定について

本要領は、「熊谷市ゆうゆうバス（ひまわり号）」の運行事業者を選定するにあたり、当該運行業務に最も適した運行事業者を選定するため、公募型プロポーザル競争の実施に必要な事項を定める。

2 プロポーザルを実施する運行業務の概要

- (1) 運行路線 熊谷駅～大里行政センター～長島記念館前路線
- (2) 運行期間 令和7年10月1日（水）から令和13年9月30日（月）まで
- (3) バス車両 令和7年10月1日（水）から令和8年9月30日（水）までは、現運行事業者から引き継いだ車両で運行、令和8年10月1日（木）から令和13年9月30日（月）までは、事業者が新規で購入した車両での運行とする。

3 運行経費に対する補助金の上限

運行期間内の運行経費に対する補助金の上限は、下記のとおり（消費税及び地方消費税を含む）とする。

24, 250千円（令和7年度下期分予算額）

332, 000千円（債務負担行為限度額）

4 選定をするための方式

公募型プロポーザル方式により、「熊谷市ゆうゆうバス運行事業者選定基準」に基づき、選定を行うこととする。

5 参加資格

プロポーザル競争に参加できる者は、公告から契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第81号）又は熊谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第82号）に基づく資格者名簿に登載されていること。
- (2) 熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成17年訓令第62号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成1

9 年訓令第 50 号) による措置を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 国土交通大臣から道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条第 1 号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を既に有するか、運行に向け、一般乗合旅客自動車運送事業の許可の取得が確実であること。
- (6) 熊谷市内又は隣接市町に、本社または営業所を有するバス事業者
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- (8) 上記(1)の規定にかかわらず、プロポーザル競争の実施に必要と判断される場合において、資格者名簿に未登載の者に対し、次に掲げる書類を提出させる等の方法により審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加させることができる。

ア 概要書（参考様式１）

イ 使用印鑑届（参考様式２）

ウ 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）

エ 財務諸表

オ 法人にあっては、直近年度の法人市民税（市内業者の場合）、法人税（市外業者の場合）、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

カ 業務経歴書

6 提案事項

- (1) ゆうゆうバスの定時運行、安全運行に関する提案（時刻表の提案）
- (2) 利用者対応、苦情処理に関する提案
- (3) 運行経費の削減、運行外収入獲得に関する提案 利用者増に関する提案
- (4) 路線バス、鉄道等その他の公共交通機関との連携、各施設との連携に関する提案

7 事業者からの問合せ受付期間

令和７年４月１日（火）～４月８日（火）

8 提案書提出締切日

令和７年４月２３日（水）必着

9 プロポーザルの実施

- (1) 日 時 令和７年５月９日（金）１３時３０分から
- (2) 場 所 熊谷市役所 議会棟２階 第１委員会室（予定）
- (3) 順 序 提案書の提出順とする。
- (4) 所要時間 １社の説明は、プレゼンテーション１５分、質疑応答１０分
- (5) 評価方法 次のとおり評価採点し、協定候補者及び次点候補者、第３候補者を特定する。

①採点

選定委員会委員の各人の評価点数は、委員長及び副委員長を含めて均一とし、各社、委員１人あたり１００点満点とする。

なお、選定委員会委員は委員長に総合政策部長、副会長及び委員に地域公共交通会議委員３名、委員に企画課長ほか関係課長３名の計８名を予定する。